

---

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目

**【審議事項】IAS 第 27 号「個別財務諸表」－取得原価で会計処理される子会社に対する投資：部分的な処分**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2018 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、個別財務諸表における子会社に対する投資の部分的な処分に関するアジェンダ決定案に対する当委員会の対応（案）の取扱いについて、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

## II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、個別財務諸表において取得原価で会計処理される子会社に対する投資を部分的に処分した場合の会計処理方法について質問を受けた。
3. 要望書に寄せられた事例は次のとおりである。
  - (1) 企業Aは、IAS第27号「個別財務諸表」（以下「IAS第27号」という。）を適用し、個別財務諸表を作成している。
  - (2) 企業Aは、子会社である企業Bに対する投資について、IAS第27号の第10項を適用し、取得原価で会計処理していた。
  - (3) 企業Aは、企業Bに対する投資を部分的に処分した結果、支配を喪失し、共同支配も重要な影響力も有しないこととなった。
  - (4) 企業Bに対する残存持分については、IAS第32号「金融商品：表示」第11項に定義されている資本性金融商品に該当し、企業Aは残存持分にIFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）を適用し、公正価値で測定している。
4. 要望書の提出者は、IFRS-IC に対し以下の質問をしている。
  - (1) 論点1：企業Aは、企業Bの残存持分の事後の公正価値の変動をその他の包括利益（以下「OCI」という。）で表示するために、IFRS第9号4.1.4項における当初認識時に公正価値の事後の変動をOCIに表示するという取り消しできない選択（以下「OCIオプション」という。）を適用することができるかどうか。

- (2) 論点2：支配を喪失した日に生じる差額（残存持分の取得原価と公正価値との差額）を純損益で表示するか、OCIで表示するか。

### III. 2018年9月のIFRS-IC会議における議論

#### アウトリーチ活動の結果

5. IASB スタッフは、本論点についてアウトリーチを実施し、13名（監査法人5、基準設定主体4、規制当局2、規制グループを代表する機関1、IFRS-ICメンバー1）から回答を得た。IASB スタッフの取りまとめは次のとおりである。

質問	回答	回答数	備考
(質問1) 個別財務諸表の作成を要求又は許容されているか	当該取引に関する経験がない。	4名	回答者の法域の企業は、個別財務諸表の作成を要求されていないか、個別財務諸表にIFRS基準を適用していない。
(質問2) 個別財務諸表の作成におけるIFRS基準の適用について	当該取引に関する経験は限定的である。	2名	
(質問3) (法域の規制のために) 個別財務諸表において子会社に対する投資を取得原価で測定することを選択するか又は要求されるか	地域によっては部分的な処分は発生することが多い。	5名	
	部分的な処分は一般的ではない。	2名	

## IASB スタッフの分析

**(論点 1：企業 A は、残存持分の事後の公正価値の変動を OCI で表示することを選択できるか)**

6. 残存持分の事後の公正価値の変動を OCI で表示することを選択できるかについて、IASB スタッフは以下の点を考慮して分析している。

(1) 残存持分に対してどのIFRS基準を適用するか

以下の点を考慮すると、IASB スタッフは残存持分にIFRS第9号を適用すると考えている。

- ① 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資以外の投資に対して、IAS第27号第10項を適用して会計処理することはできない（すなわち、取得原価での会計処理を継続できない。）。
- ② 残存持分は、IAS第32号第11項で定義されている資本性金融商品に対する投資である。
- ③ IFRS第9号B5.2.3によれば、資本性金融商品に対する投資及び資本性金融商品に関する契約は、すべて公正価値で測定しなければならないとされている。

(2) 持分を喪失した日を「当初認識時」と捉えられるかの分析

IASB スタッフは、（企業Bに対する持分を当初取得した日ではなく）支配を喪失した日を「当初認識時」と捉えられると考えており、そのため、企業Bに対する残存持分について、当初認識時のみに指定できるOCIオプション（IFRS第9号第5.7.5項参照）を選択できると考えている。以下の点が、当該見解をサポートしていると考えている。

- ① IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS第28号」という。）第22項では、投資が関連会社又は共同支配企業でなくなった日から、持分法の使用を中止することが記載されており、「残存持分の公正価値は、IFRS第9号に従った金融資産の当初認識時の公正価値とみなされなければならない」とされていること。

7. 以上の結果、IASB スタッフは残存持分の事後の公正価値の変動を OCI で表示することを選択できると考えている。

**(論点2: 企業Aは、支配を喪失した日に生じる差額(残存持分の取得原価と公正価値との差額)を純損益で表示するか、OCIで表示するか)**

8. IFRS第9号5.1.1項によれば、金融資産は当初認識時に公正価値で測定しなければならない。このため、従前の評価額(取得原価)と差額が生じることとなるが、要望書は、当該差額について、純損益で認識すべきかOCIで認識すべきかについて質問している。
9. 加えて、当該質問に関する結論は、残存持分に対してOCIオプションを選択しているかどうかによって異なり得るか否かについても質問している。
10. 当該差額の会計処理について、IASBスタッフは以下の点を考慮して分析を行っている。
  - (1) IAS第27号は、当該差額をどのように会計処理するかを明確に特定していないため、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第10項及び第11項を適用して、類似の事項や関連する事項を扱っているIFRS基準の要求事項があるかを検討することになる。
  - (2) IAS第28号第22項では、持分法の使用を中止する際の会計処理が書かれており、①残存持分の公正価値及び関連会社又は共同支配企業に対する持分の一部の処分による収入と、②持分法を中止した日現在の投資の帳簿価額との差額を純損益に認識しなければならないとある。これは、企業が残存持分の事後の公正価値の変動をOCIに表示することを選択したかどうかにかかわらず適用される。
  - (3) IAS第27号11A項は、特定の子会社に対する投資を、IFRS第9号に従って純損益を通じて公正価値で測定することを投資企業に要求している。すなわち、投資企業は子会社に対する投資を取得原価又は持分法を用いて測定することはできない。  
部分的な処分と同様に、投資企業となった企業は、子会社に対する投資を取得原価(又は持分法)で測定しない。IAS第27号11B(b)項は、投資企業となった企業に、当該子会社の従前の帳簿価額と投資企業となった日の公正価値との差額を純損益に認識することを要求している。
  - (4) IFRS第9号4.1.4項は事後の公正価値の変動の測定について言及しているのであって、当初認識時点の事象の処理に言及していない。当該差額は、「事後の公正価値の変動」に該当しない測定基礎の変更であることから、純損益で認識すべきである。
  - (5) 当該差額は、概念フレームワーク上の収益及び費用の定義に合致すると考える。

11. 以上の結果、IASBスタッフは当該差額を純損益で認識すべきであり、OCIオプションを選択するかどうかは結論に影響しないと考えている。

### アジェンダ決定案の概要

12. アジェンダ決定案の概要は以下のとおりである。

- (1) 論点1について、IFRS-ICは、部分的な処分後に残存持分を会計処理する際に、資本金金融商品に対する投資の当初認識時に適用されるIFRS第9号の4.1.4項の表示の選択を適用できると結論付けた（IFRS第9号の4.1.4項における他の条件を満たす場合）。
- (2) 論点2について、IFRS-ICは、支配を喪失した日に生じる差額（残存持分の取得原価と公正価値との差額）を、IAS第28号を参照して純損益に認識すると結論を下した。残存持分の事後の公正価値の変動を企業が純損益に表示するか、OCIに表示するかは、当該結論に影響しないと考えている。
- (3) また、IFRS基準における諸原則及び要求事項が、企業が個別財務諸表において部分的な処分取引を会計処理するための適切な基礎を提供していると結論を下した。
- (4) したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

### IFRS-IC 会議での議論の結果

13. あるIFRS-IC委員は、部分的な処分の前後の資産は性質が異なること（すなわち、処分前は支配を有していたが、処分後は支配を有していないこと）から、新しい会計処理を適用することが適切であることを強調した。
14. 14名中10名のIFRS-IC委員が、スタッフ提案に沿ったアジェンダ決定案を支持した。

### 今後の予定

15. IFRS-ICは、アジェンダ決定案について2018年11月21日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以 上

## 別紙1 2018年9月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

### 取得原価で会計処理される子会社に対する投資：部分的な処分（IAS第27号「個別財務諸表」） — アジェンダ・ペーパー6A

委員会は、子会社に対する投資に関わる事実パターンに企業がIAS第27号の要求事項をどのように適用するののかに関する要望を受けた。

要望書に記載された事実パターンでは、個別財務諸表を作成する企業は次のことを行う。

- IAS第27号の第10項を適用して、子会社に対する投資を取得原価で会計処理することを選択する。
- 子会社（投資先）に対する当初の投資を保有する。当該投資は、IAS第32号「金融商品：表示」の第11項で定義されている資本性金融商品に対する投資である。
- その後に投資の一部を処分し、投資先に対する支配を喪失する。処分後は、企業は投資先に対する共同支配も重要な影響力も有さない。

要望書は、次のことを質問していた。

保持した投資（保持した持分）が、IFRS第9号「金融商品」の4.1.4項における表示の選択に適格かどうか。この選択は、資本性金融商品に対する特定の投資の保有者が、その後の公正価値の変動をその他の包括利益（OCI）に表示することを認めるものである（質問A）。

- a. 企業は、保持した持分の取得原価と投資先に対する支配の喪失日における公正価値との差額を、純損益に表示するのかOCIに表示するのか（質問B）。

#### （質問A）

IAS第27号の第9項は、企業に対し、子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資を会計処理する場合を除き、個別財務諸表においてすべての適用されるIFRS基準を適用することを要求している。部分的な処分取引の後には、投資先は子会社でも関連会社でも共同支配企業でもない。したがって、企業は、投資先に対して保持した持分を会計処理する際に、IFRS第9号を初めて適用する。委員会は、IFRS第9号の4.1.4項における表示の選択は、資本性金融商品に対する投資の当初認識時に適用されると考えた。IFRS第9号の範囲に含まれる資本性金融商品に対する投資は、売買目的保有（IFRS第9号の付録Aで定義）でなくIFRS第3号「企業結合」が適用される企業結合において取得企業が認識した条件付対価でもない場合には、この選択に適格である。

要望書に記述された事実パターンにおいて、保持した持分が売買目的保有ではないと仮

定して、委員会は次のように結論を下した。(i) 保持した持分は、IFRS第9号の4.1.4項における表示の選択に適格である。(ii) 企業は、この表示の選択を、保持した持分にIFRS第9号を最初に適用する時（すなわち、投資者に対する支配の喪失日）に行う。

**(質問B)**

IAS第27号は、個別財務諸表において、保持した持分の取得原価と企業が子会社に対する支配を喪失した日における公正価値との差額をどのように認識するのかを明示的に定めていない。そのような状況では、企業は会計方針を策定及び適用する際にIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第10項から第11項の要求事項を適用する。企業の経営者は、類似した関連する論点を扱っている他のIFRS基準の要求事項を参照し、その適用可能性を検討する。委員会は、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の第22項(b)とIAS第27号の第11B項とが類似した関連する論点を扱っていると考えた。それらの要求事項の分析に基づいて、委員会は、企業はこの差額を純損益に認識すると結論を下した。これは、保持した持分のその後の公正価値の変動を企業が純損益に表示するのかOCIに表示するのかに関係なく当てはまる。

委員会は、IFRS基準における諸原則及び要求事項が、企業が個別財務諸表において部分的な処分取引を会計処理するための適切な基礎を提供していると結論を下した。

したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

以 上

## 別紙2 関連する IFRS 基準の規定

### IFRS 第9号「金融商品」

#### 4.1 金融資産の分類

---

- 4.1.4 金融資産は、4.1.2項に従って償却原価で測定される場合又は4.1.2A項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定される場合を除いて、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。ただし、企業は、当初認識時に、当該指定をしないとすれば純損益を通じて公正価値で測定することとなる資本性金融商品に対する特定の投資について、事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる（5.7.5項から5.7.6項参照）。

#### 5.1 当初測定

---

- 5.1.1 5.1.3項の範囲に含まれる営業債権を除き、当初認識時に、企業は、金融資産又は金融負債を公正価値で測定しなければならない。純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産又は金融負債の場合には、金融資産の取得又は金融負債の発行に直接起因する取引コストを加算又は減算する。

#### 5.7 利得及び損失

---

- 5.7.5 当初認識時に、企業は、本基準の範囲に含まれる資本性金融商品に対する投資のうち、売買目的保有でもIFRS第3号が適用される企業結合における取得企業の条件付対価でもない投資の公正価値の事後の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる。（為替差損益に関するガイダンスについては、B5.7.3項参照）

#### 事後測定

---

- B5.2.3 資本性金融商品に対する投資及び資本性金融商品に関する契約は、すべて公正価値で測定しなければならない。しかし、限定的な状況ではあるが、取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合がある。公正価値を測定するのに利用できる最近の情報が十分でない場合、又は、可能な公正価値測定の範囲が広く、当該範囲の中で取得原価が公正価値の最善の見積りを表す場合には、該当する可能性がある。



## IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

### 会計方針

---

- 10 取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまるIFRSが存在しない場合には、経営者は、次のような情報をもたらす会計方針を策定し適用する際に判断を用いなければならない。
- (a) 利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性がある。
  - (b) 財務諸表が次のようであるという点で信頼性がある。
    - (i) 企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを忠実に表現する。
    - (ii) 法的形式だけでなく取引その他の事象及び状況の経済的実質を反映する。
    - (iii) 中立的である、すなわち偏りが無い。
    - (iv) 慎重である。
    - (v) 重要性があるすべての点で完全である。
- 11 第10項に記載されている判断を行うにあたり、経営者は次に掲げる根拠資料を上から順に参照し、その適用可能性を検討しなければならない。
- (a) 類似の事項や関連する事項を扱っているIFRSの要求事項
  - (b) 「フレームワーク」<sup>1</sup>における資産、負債、収益及び費用に関する定義、認識規準及び測定概念

## IAS 第 27 号「個別財務諸表」

### 個別財務諸表の作成

---

- 10 企業が個別財務諸表を作成する場合には、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を、次のいずれかにより会計処理しなければならない。
- (a) 取得原価で会計処理
  - (b) IFRS 第9号に従って会計処理
  - (c) IAS 第28号に記述されている持分法を用いて会計処理
- 企業は、投資の各区分について同じ会計処理を適用しなければならない。取得原価で又は持分法を

---

<sup>1</sup> 2010年9月にIASBは「フレームワーク」を「財務報告に関する概念フレームワーク」に置き換えた。

用いて会計処理する投資は、売却目的保有又は分配目的保有に分類される（あるいは売却目的保有又は分配目的保有に分類される処分グループに含まれている）場合には、IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って会計処理しなければならない。このような状況において、IFRS 第9号に従って会計処理した投資の測定は変更されない。

## IAS 第 32 号「金融商品：表示」

### 定 義

11 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。

金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約をいう。

金融資産とは、次のような資産をいう。

- (a) 現 金
- (b) 他の企業の資本性金融商品
- (c) 次のいずれかの契約上の権利
  - (i) 他の企業から現金又は他の金融資産を受け取る。
  - (ii) 金融資産又は金融負債を当該企業にとって潜在的に有利な条件で他の企業と交換する。
- (d) 企業自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある契約のうち、次のいずれかであるもの
  - (i) デリバティブ以外で、企業が企業自身の可変数の資本性金融商品を受け取る義務があるか、又はその可能性があるもの
  - (ii) デリバティブで、固定額の現金又は他の金融資産と企業自身の固定数の資本性金融商品との交換以外の方法で決済されるか、又はその可能性があるもの。この目的上、企業自身の資本性金融商品には、第16A項及び第16B項に従って資本性金融商品に分類されるプットブル金融商品、清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品で第16C項及び第16D項に従って資本性金融商品に分類されるもの、又は企業自身の資本性金融商品の将来の受取り若しくは引渡しに関する契約である金融商品は含まない。

金融負債とは、次のような負債をいう。

- (a) 次のいずれかの契約上の義務

- (i) 他の企業に現金又は他の金融資産を支払う。
  - (ii) 金融資産又は金融負債を当該企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する。
- (b) 企業自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある契約のうち、次のいずれかであるもの
- (i) デリバティブ以外で、企業が企業自身の可変数の資本性金融商品を引き渡す義務があるか又はその可能性があるもの
  - (ii) デリバティブで、固定額の現金又は他の金融資産と企業自身の固定数の資本性金融商品との交換以外の方法で決済されるか、又はその可能性があるもの。この目的上、何らかの通貨の固定額と交換に企業自身の固定数の資本性金融商品を取得する権利、オプション又は新株予約権は、企業が当該権利、オプション又は新株予約権をデリバティブ以外の同一クラスの企業自身の資本性金融商品の現存の所有者のすべてに比例的に提供する場合には、資本性金融商品である。また、これらの目的上、企業自身の資本性金融商品には、第16A項及び第16B項に従って資本性金融商品に分類されるプッタブル金融商品、清算時のみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品で第16C項及び第16D項に従って資本性金融商品に分類されるもの、又は企業自身の資本性金融商品の将来の受取り若しくは引渡しに関する契約である金融商品は含まない。

例外として、金融負債の定義を満たす金融商品が、第16A項及び第16B項又は第16C項及び第16D項の特徴と条件のすべてを満たしている場合には、資本性金融商品に分類される。

資本性金融商品とは、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約である。

公正価値とは、測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいう（IFRS 第13号「公正価値測定」参照）

プッタブル金融商品とは、現金又は他の金融資産と交換に当該金融商品を発行者に売り戻す権利を保有者に与えているか、あるいは不確実な将来の事象又は当該金融商品の保有者の死亡若しくは退職が発生した時に発行者に自動的に売り戻される金融商品をいう。

## IAS 第 32 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」

### 持分法の適用

---

#### 持分法の使用の中止

22 企業は、投資が関連会社又は共同支配企業ではなくなった日から、持分法の使用を次のようにして中止しなければならない。

- (a) 投資が子会社となった場合には、その投資をIFRS 第3号「企業結合」及びIFRS 第10号に従って会計処理しなければならない。
- (b) 旧関連会社又は旧共同支配企業に対する残存持分が金融資産である場合には、残存持分を公正価値で測定しなければならない。残存持分の公正価値は、IFRS 第9号に従った金融資産の当初認識時の公正価値とみなさなければならない。次の両者の差額は純損益に認識しなければならない。
  - (i) 残存持分の公正価値及び関連会社又は共同支配企業に対する持分の一部の処分による収入
  - (ii) 持分法を中止した日現在の投資の帳簿価額
- (c) 企業が持分法の使用を中止する場合には、過去に当該投資に関連してその他の包括利益に認識した金額のすべてを、仮に投資先が関連する資産又は負債を直接処分したとした場合に要求されるのと同じ基礎で会計処理しなければならない。

以 上